

令和7年度 療育手帳交付のしおり

(知的障がい者が利用できる制度・サービス等の概要)

中野市健康福祉部福祉課障がい福祉係

制度	対象	給付内容	申請手続	備考
福祉医療費給付金	A 1・A 2・B 1・B 2 ※B 2のみ所得制限あり 特別障害者手当準拠	(1)病院や薬局等で支払った医療費の自己負担分（保険診療分）を給付 (2)加入保険の附加給付、高額療養費がある場合は、その額を控除した分を給付 ※1 レセプトあたり500円上限の受益者負担があります。	1.申請窓口 市役所福祉課厚生保護係 2.持ち物 (1)健康保険証 (2)振込先口座の通帳等 (3)療育手帳 (4)個人番号のわかるもの	
日常生活用具の交付	用具により対象要件が異なりますので、詳細についてお問い合わせください。	市民税課税世帯：給付限度額以内の5%は自己負担 市民税非課税世帯：自己負担なし ※介護保険の福祉用具と重複するものについては介護保険を優先	1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)療育手帳 (2)品目によっては医師の意見書 (3)見積書等が必要	申請は購入前に行ってください。 購入後の申請は認められません。
税金の免除	所得税・市民税の控除	A 1・A 2 B 1・B 2	特別障害者控除が受けられます 障害者控除が受けられます	特別障害者控除が受けられます。年末調整、確定申告の際手帳が必要になります。 詳しくは税務署、市役所税務課へお問い合わせください。
	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	A 1・A 2	障がいの等級、車の所有者・使用者の条件を満たす場合、自家用の車1台に限り減免されます。 ・同一生計証明書：障がいのある方以外で生計を同一にする方がいる場合必要。 ・身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者及び日常生活介護者の証明書：障がい者のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護される方が運転する場合	問合せ先 自動車税・自動車取得税：総合県税事務所北信事務所 軽自動車税：市役所税務課 1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)運転する方の運転免許証 (2)車検証 (3)療育手帳
	相続税	療育手帳保持者	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。（等級によって控除額が異なります）	詳しくは税務署へお問い合わせください。
			※上記の他、マル優、贈与税等税制上の優遇が受けられる場合があります。詳しくは税務署等にお問い合わせください。	
交通運賃等の割引	J R	療育手帳保持者 (AとBで割引条件が異なります)	A：本人、介護者一人の乗車券が半額。（本人のみで利用の場合は片道100km以上の乗車に限る。） B：片道100km以上の乗車に限り、本人のみ乗車券が半額	乗車券購入の際に手帳を提示してください。詳しくは、JRみどりの窓口へお問い合わせください。
	長野電鉄	療育手帳保持者 (AとBで割引条件が異なります)	A：本人、介護者の乗車券・定期券・回数券が半額 B：本人の乗車券・定期券・回数券が半額	乗車券購入時に手帳を提示してください。10円未満の端数は切り上げます。他の割引との併用は不可です。
	タクシー	療育手帳保持者	運賃が10%割引 但し、迎車回送・高速・駐車料金等は割引対象外	運転者に手帳を提示してください。詳しくは各タクシー会社へ。
	ふれあいバス	療育手帳保持者	本人のみ運賃が半額	運転者に手帳を提示してください。 市役所企画財政課(22)2111へ。
	長電バス	療育手帳保持者	本人、介護者の運賃が半額 通学・通勤定期券が3割引（屋代須坂線は5割引）	高速バスについては各バス会社へお問い合わせください
	国内航空旅客運賃	療育手帳保持者	本人、介護者の運賃が割引 ※割引率は各社・路線によって異なります。	航空券販売窓口で手帳を提示してください。 詳しくは各航空会社へ。
有料道路の割引	A 1・A 2 療育手帳保持者で、介護者が運転	(1)有料道路の料金が半額 (2)登録できる車は、本人・親族・介護者名義の車で1台のみ ※会社名義の車や軽トラック等は登録できません ※ETCを利用する場合、ETCカードの名義人は障害者本人でなければなりません（未成年の障がい者を除く）	1.申請窓口 市役所 福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)車検証(2)療育手帳 ETC利用の場合 ・ETCカード ・ETC車載器管理番号	
NHK放送受信料の減免		全額免除…療育手帳保持者がいる世帯で、世帯全員の市民税が非課税の場合 半額免除…世帯主が重度（A 1）の障害者でかつ受信料契約者の場合	1.申請窓口 市役所 福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 療育手帳	
携帯電話料金の割引	療育手帳保持者	携帯電話会社によって割引内容が異なります。	割引内容、手続き等は各携帯電話会社、販売店にお問い合わせください。	

制 度		対 象	給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
年 金 ・ 手 当	障害年金	障がいの程度により需給の可能性があります。 ※詳細は市役所市民課又は年金事務所へお問い合わせください。	以下のすべてを満たす場合に支給 (1)障がいの初診日に65歳未満 (2)初診日から1年半を経過した時点で一定以上の障がいがある (3)初診月の2か月前までの保険料納付期間が加入期間の2/3以上、又は初診月の2か月前までの1年間に滞納がないこと	1. 申請窓口 (1)国民年金加入者の場合 市役所福祉課 (2)厚生年金加入者の場合→日本年金機構 ※必要書類等は申請先までお問い合わせください。	市役所 市民課年金係 (22)2111 又は 日本年金機構(年金事務所)
	特別児童扶養手当	在宅の重度障がい児(20歳未満)を養育する者 ※所得制限あり	障がい児1人当たりの支給額 1級 月額56,800円 2級 月額37,830円 年3回(4・8・11月)に分けて支給		市役所福祉課 (22)2111
特別障害者手当	常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(20歳以上) ※所得制限あり	対象者1人当たりの支給額 ・月額29,590円 年4回(2・5・8・11月)に分けて支給 ※施設入所及び継続して3か月を超えて入院等がある場合は対象外	1. 申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係 2. 持ち物 (1)認定請求書 (2)所得状況届 (3)所定の診断書 (4)税務情報の閲覧等に関する同意書	市役所福祉課 (22)2111	
障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満) ※所得制限あり	対象者1人当たりの支給額 ・月額16,100円 年4回(2・5・8・11月)に分けて支給 ※施設入所及び継続して3か月を超えて入院等がある場合は対象外	1. 申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係 2. 持ち物 (1)認定請求書 (2)所得状況届 (3)所定の診断書 (4)税務情報の閲覧等に関する同意書	所得制限の詳細については、 市役所福祉課 (22)2111 までお問い合わせください。	
心身障害者扶養共済制度	対象条件 〈保護者の用件〉 ・県内に住所があること ・年齢(毎年4月1日における)が65歳未満であること ・特別な疾病又は障がいのない健康状態であること ・障がいのある方1人に対し加入できる保護者は1人であること 〈障がいのある方の要件〉 ア 身体障がい 1級～3級 イ 知的障がい ウ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、ア・イと同程度の障がいと認められるもの	知的障がい者の扶養者が毎月掛金(1口9,300円～23,300円)を支払うことで、扶養者が死亡又は著しい障がいを有する状態になったときに、障がい者に対し年金が支給されます。 掛金は扶養者の加入時の年齢に応じて決められます。 支給年金額 1口加入：月20,000円、 2口加入：月40,000円	1. 申請窓口 市役所 福祉課 障がい福祉係 2. 持ち物 (1)印鑑(2)療育手帳 (3)住民票の写し (障がい者、扶養者それぞれに必要)		
在宅福祉支援事業	【理容料・美容料助成】 特別障害者手当の支給を受けている者、またはこれと同程度以上の障がいを有する3歳以上の者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※65歳以上の要介護3・4・5の認定者は、高齢者支援課より助成(優先)。	訪問理美容を受けた場合、理美容料を助成し清潔の保持を図ります。 ○理容・美容料 1回(1枚)につき1,000円 全世帯 年6枚(2月に1枚) ※年度途中の申請は、月割分の枚数になります。	1. 申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係		
	【介護用品給付】 特別障害者手当の支給を受けている者、またはこれと同程度以上の障がいを有する3歳以上の者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※65歳以上の要介護3・4・5の認定者は、高齢者支援課より支給(優先)。	介護用品の購入のために介護用品券を給付し、併せて介護用品の排出処理手数料の負担軽減を図るため、指定ごみ袋を給付します。 ○介護用品券 1回(1枚)につき4,000円 市民税 課税世帯 年6枚 市民税非課税世帯 年12枚 ○指定可燃ごみ袋(10ℓ) 1月あたり5枚 ※年度途中の申請は、月割分の枚数になります。			
就労支援	障がい者	障がい者それぞれのニーズや障害程度・生活環境等を踏まえたうえで、より適切なサービスを利用できるようにするため、まずは右記の窓口にご相談下さい。	・ハローワーク飯山(62)8609 ・北信圏域障害者就業・生活支援センター 0269-38-0615		

制 度	対 象	給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
自立支援給付	障がい者	居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労支援、共同生活援助（グループホーム）、施設入所等のサービスがあります。 サービスを利用するには、障がい支援区分の認定を受ける必要があります。	1. 申請窓口 市役所 福祉課 障がい福祉係 ※まずはご相談ください。	
信州パーキング・パーミット制度 (障がい者等用駐車場利用証制度)	A1・A2	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、長野県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。	1. 申請方法 ①窓口での申請（原則、即日交付）療育手帳を持参し、お住まいの市福祉課または県内10か所の保健福祉事務所の窓口 ②郵送での申請（後日、郵送交付）申請書と療育手帳のコピーと返信用切手を同封して、県庁地域福祉課へ郵送。	
ヘルプマーク	配慮を必要としている方 (障がい者・難病者・妊娠している方等)	周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる上で援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を配布しています。	1. 申請窓口 福祉課障がい福祉係	
長野県民交通災害共済	療育手帳所持者	市が公費で加入します。申込みは不要です。 特別養護老人ホーム入居者については、希望加入になります。	市役所 福祉課 障がい福祉係 生活環境課交通安全係	

※ 記載の内容については変更等ある場合がありますので、申請にあたっては事前にお問い合わせください。